

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会委員等の 報酬及び費用弁償支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、紀南地域廃棄物適正処理検討委員会(以下「委員会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員会の委員等の報酬は、日額6,500円とする。

(費用弁償の額)

第3条 委員会の委員等が会議に出席したときは、田辺周辺広域市町村圏組合の例により、旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の規定は、委員会の委員等が委員会の職務を行うために出張した場合についても準用する。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、紀南地域廃棄物処理促進協議会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年2月25日から施行する。